

## 【質問内容】

会計人コース臨時増刊 2013 年 1 月号の 75 頁の解説では、新株予約権付社債の一括法では、新株予約権付社債として処理となっている。

83 頁の Step2 の問題の一括法の解説では、貸方社債となっている。  
新株予約権付社債でも正となりますか？

## 【質問への回答】

解答としては、社債で正しいです。

75 頁の問題は、新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債)の問題です。

83 頁の問題は、転換社債型新株予約権付社債の問題です。

転換社債型新株予約権付社債の会計処理に関しては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会見基準」に規定があります(VII-1-(1))。VII.複合金融商品 1.払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品 (1)転換社債型新株予約権付社債において発行者側の会計処理の規定が 36 項に記載されています。そこでは、「転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する方法、又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債に準じて処理する方法のいずれかにより会計処理する。」となっています。ですから、83 頁のケースでは、普通社債として処理すると考え「社債」となります。

企業会計基準適用指針第 17 号で、転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理(一括法)が掲載されていますが、貸方社債となっています。

ちなみに新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会見基準」に規定があります(VII-1-(2)-38)。ここでは、「転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。」となっていますから、区分法のみが認められています。ですので、一括法の場合について会計処理として考えるときの勘定科目としては、「新株予約権付社債」だけでなく「社債」も解答として認められるのではないかと思います。